

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外108名

被告 国

## 意見陳述書

2017年5月22日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木昭雄

### 権力にすり寄った司法であってはならない

私は、今回新しく本件審理に携わることになった裁判長に、失礼をも顧みず、あえて意見を申し上げたいと願っております。

それはこれまでなされてきた御庁の判断の著しい権力への偏りについて、ぜひ是正してほしいという願いについてであります。

御庁の前任裁判長は、転勤間際で多忙だった本年3月30日にわざわざあえて本件執行停止申立事件の却下決定を下しました。却下理由の結論として、現在、工事に着工するめどが全く立っておらず、現に今、申立人らの権利が危険にさらされているという緊急な状態ではないということにあります。これは先に私たちが申し立てをした工事差し止め仮処分を却下した長崎地方裁判所佐世保支部の判断と軌を一にするものです。

起業者が今なお工事に着工できないのは、これまで、申立人らをはじめとする大勢の市民、県民が、「本件事業の正当性がないこと」を明らかにし、それが世論の支持を得ているからであります。その意味で、本件決定は、申立人らのこれまでの運動の正しさと、起業者の悪質さを裏付けるも

のともいえます。この判断自体については私もあえて異議をとねえるもの  
ではありません。ところが驚くべきことに、御庁決定はそれにつけ加えて、  
あえてわざわざまったく必要がないあり得ない「蛇の足」すなわち蛇足を  
描いてみせたのです。すなわち、私たちが主張した申立人らの現実の損害  
及び将来に至る継続的損害について、「金銭的な賠償により回復が可能で  
あるから、行訴法25条2項所定の重大な損害に当たるということはでき  
ない」とわざわざ付け加える判示をしたのです。本件原告たちは、この川  
原地区に数世代場合によっては十世代以上にわたって長年月定住し生活  
してきたのです。祖先伝来ここで生まれ、育ち、農地を耕して生活の糧を  
得、結婚して家族を作り子を育てています。その子もまたこの川原の地に  
おいて、同様の生活を送りそれが未来へずっと継続されていくはずでした。  
裁判長、私たちが提出した写真集を良く見て下さい。その写真に写ってい  
る原告たちや子供たちの笑顔と日常生活を肌で感じて下さい。原告らは、  
戦車ならぬブルドーザーや重機によって家を押つぶされ、農地を踏みつ  
けられます。本件事業によって、家も農地もこれまでの生活も、将来にわ  
たる生活もそこで育まれていた子供たちの笑い声も、長年月築かれてきた  
文化も、人々との絆も、墓所までもすべて根こそぎ奪われ、原告らはこの  
川原から追い出されてしまうのです。それを御庁決定は冷たく「金銭的な  
賠償により回復が可能である」と言い放ちました。本当にそうなのか、そ  
れは正しい判断なのか、という私たちの怒りの問いかけに対し、御庁前任  
裁判長がその半月後、本年4月17日に下した、いわゆる諫早干拓事業排  
水門開門阻止判決で、まったく相反する回答を示しています。この判決で  
は、いわゆる3-2開門と言われる一番限定された水位変動20cmとい  
うわずかな開門操作を行うことによって、数年に一度起きるかも知れない  
潮風害による塩害や、ごく限定された農産物に限定された塩害被害や、限  
定された地域の用水不足など、本当に営農全体から見ればわずかな限定さ

れた農業被害を取り上げ、その被害金額も認定しないまま、確定判決による開門を差止める判断を下しました。しかし、この認定された被害によって、この農業者たちは、今の農地で農業ができなくなるわけではありませんし、ましてこの農地を取り上げられるわけでもありません。将来にわたってこの農地で農業を継続していけるのです。しかるに判決は、「これらの被害は、財産的権利に関わるものであるが、原告営農者の生活等の基盤に直接関わるものであり、重大というべきである。」と判断を示し、あるうことか確定した判決の履行を禁止したのです。この認定された被害こそ、まさしく執行停止却下決定が言うところの、「金銭的な賠償により回復が可能であるから、重大な損害に当たるということはできない」という判断が正しいのではないのですか。私は御庁が下したこの二つの相反する判断の合理性について、到底理解できません。明白に矛盾し混乱した二重の判断基準（ダブルスタンダード）を用いた詭弁だと考えています。しかしこの両者の判断の本当の恐ろしさはその根本に存している共通した考え方にあります。それは両方とも権力者、行政にすりよりその意思に寄り添い迎合した（今はやりの言葉によれば「忖度」した）判断だということです。

私がこのように判断する前提として、御庁前任裁判長が、諫早干拓排水門開門差止訴訟において、二度にわたって和解勧告を行った際に、二回とも記されている次の文言に根拠があります。すなわち、「開門の差止を容認する判決が言い渡され、これが確定すれば、前訴判決（私どもが有する確定判決のことです）に基づく強制執行が許されなくなる蓋然性は低くない」ということです。すなわち、この文言は今回下された開門差止判決が、一審で確定することを当然の前提として示されているということなのです。私は和解協議の席上で裁判長に対し、この文言について、「裁判長は自らが下す判決が確定する（すなわち国が敗訴判決を控訴しない）ということを確認しているのか」と厳しく問いただしました。さらにマスコミや

私たちの支持者のみなさんへは、国が控訴せずに開門差止認容の判決を確定させる方針であることを判決前から申し上げてきました。恐るべきことに、その後の展開は私が指摘してきたとおりになり、国は控訴権を放棄し、この開門差止判決を確定させようとしてきました。私は前任裁判長の適格な「予知能力」に恐れさえ抱いております。

なお、あえて念のため付け加えておきますが、私は開門差止判決の被害認定の判断の仕方自体は正しいと考えております。本件においても二重基準などを用いずに、その立場に立って被害を考えていただきたいということなのです。

裁判長、私どもは、司法は公正な判断が行われる場所だと確信しています。私ども訴訟代理人もそうありたいと願って訴訟の一端を担っています。しかし、今指摘したような同一の裁判長によって、まったく相矛盾したあまりに偏頗な偏った判断が示されれば、国民は戸惑い、驚きあきれ、司法に対する信頼は地に落ちることになるのだと考えております。私たち本訴訟の原告関係者は、執行停止申立却下について、司法の信頼を取り戻すために今後も厳しく取組む決意を声明文として発表しましたので、参考まで添付しておきます。

裁判長、今後の審理において公正な国民の信頼に値する訴訟指揮と訴訟遂行が行われることを心から切望しております。

## 執行停止却下決定に対する声明

平成29年4月11日

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護団	代表弁護士	馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会	代表	森田 正昭
石木川まもり隊	代表	松本美智恵
水問題を考える市民の会	代表代行	篠崎 義彦
石木川の清流とホテルを守る市民の会	事務局長	田代 圭介

平成29年3月30日、長崎地方裁判所において、石木ダム事業認定効力の執行停止申立事件について申立を却下する決定がなされた。

本申立は、石木ダム建設予定地とされているこうばるの住民ら23名が、石木ダム事業認定処分が違憲・違法であり、同事業認定に基づく違憲・違法な工事が早急に着手されるならば、それによって、申立人らの生命身体の安全、総体としての人間の存在そのもの、人格権等を侵害され、且つ、これらの権利が一度侵害された場合その回復は不可能であるとして、事業認定効力の執行停止を求めたものである。

長崎地方裁判所が、申立人らの請求を却下した最も大きな要因は、「現在、工事に着工するめどが全く立っておらず、現に今、申立人らの権利が危険にさらされている」という緊急な状態ではない、ことにある。これは先に私たちが申し立てをした工事差止仮処分を却下した長崎地方裁判所佐世保支部の判断と軌を一にするものである。

起業者が今なお工事に着工できないのは、これまで、申立人らをはじめとする大勢の市民、県民が、「本件事業の正当性がないこと」を明らかにし、それが世論の支持を得ているからである。その意味で、本件決定は、申立人らのこれまでの運動の正しさと、起業者の悪質さを裏付けるものともいえる。

もともと、長崎地方裁判所は、「現時点において本件事業認定処分の効力を停止すべき緊急の必要があることを一応認めることはできない」という佐世保支部も認定した事実以外に、あえて「申立人らの主張する損害が、本件事業認定処分により生ずるということはず」「本件事業認定処分の効力の停止をすることはできない」、また、申立人らの主張する損害は「金銭的な賠償により回復が可能であるから」「重大な損害に当たるとはできない」などを付加している。

しかし、申立人らの権利侵害は事業認定処分それ自体によって生じていることは明らかである。また、申立人らが主張する現実の損害及び将来に亘る継続的損害が金

銭賠償によって回復が可能である、とした点は、「人間の尊厳」の至上性を理解しない誤った判断であるし、そもそもこの認定は、今回の却下決定をする上で明示する必要性が皆無である蛇足的な認定である。

このように、「緊急性がない」として事業の必要性や事業によって奪われる被害の本質と正面から向き合うことを避けた上で、言わずもがなの明らかに誤った認定を加えていることは、当該裁判所が権力にすり寄った判断に終始する姿勢を取っていることを示している。

今回の決定は、諫早湾干拓事業開門阻止事件の判断をしたのと同じ裁判所である。諫早事件では、わずかな農業被害を取り上げ、被害金額も認定しないまま、確定判決を差し止める判断を出しているが、この農業被害こそ、金銭で贖える損害である。したがってこの二つの判断は、論理的には明らかに矛盾しており、ただ、「権力にすり寄り」という点でまさしく「首尾一貫」しているものと言わざるを得ない。この二つの事件に対する裁判所の態度によって、当該裁判所が権力にすり寄った偏った立場を取っていることが改めて明らかとなった

ところで、私たちはこれまで、石木ダム事業を中止させることを目的として、運動を展開しており、裁判はその一手段に過ぎないことをたびたび確認してきた。最初に述べたように、現時点で本件事業の執行を緊急に停止する必要がないのは、これまでの私たちの闘いの成果である。また、本決定は、本件ダム事業を中止させるという目的達成のために司法が必ずしも最適の手段とは言えないことも明らかにした。したがって、本決定によって私たちの運動や石木ダム事業を中止させるという決意は何ら揺らぐことがなく、かえって、私たちの正当性が確認でき、運動は、今後より広く、より強くなっていく。

私たちは、権力にすり寄る姿勢を示した裁判所の救済を待つまでもなく、石木ダム事業を中止させるために、「石木ダムは不要であり、事業によって失われるものは重大である」ということを全国民の共通の認識とするべく、より広く、より強い運動を展開する決意をここに表明する。

以上

長崎地裁判決における認定被害  
ケース 3-2 開門

\*ケース 3-2 開門とは、H14 短期開門調査と同様の方法による  
開門（調整池水位を-1.2m~-1.0m の間で管理）をいう

	被害	旧干拓地（諫早）	旧干拓地（吾妻）	新干拓地（中央）	新干拓地（小江）
農業者	農業用水の水源喪失	×	潮遊池の水を移動式ポンプで利用している地域の39名には、海水淡水化施設からの供給が予定されていない。	×	×
	潮風害（潮風害台風以外）-風速5m/h以上の強風が4日間続く場合	○	○	○	○
	潮風害台風	×	×	×	×
	大雨時の湛水被害	×	×	×	×
	塩害	タマネギ栽培の1名	ブロッコリー栽培の4名とアスパラガスハウス栽培の1名	×	×
県公社	賃料収入	×	×	×	×
漁業者			×		